特定非営利活動法人　日本バスケットボール振興会　定款

第１章　総則

（名称）

第 １ 条　この法人は、特定非営利活動法人　日本バスケットボール振興会という。

（事務所）

第 ２ 条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目２０番地新協ビル３０４号室に置く。

（目的）

第 ３ 条　この法人は、会員相互の協力により、国内の個人・団体に対し、バスケットボールの普及と技術の向上に寄与する活動を行い、バスケットボールを通じてスポーツの振興および国民の保健の増進に貢献することを目的とする。

（活動の種類）

第 ４ 条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下同法を単に法という）第２条別表第４項（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）の活動を行う。

（事業の種類）

第 ５ 条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

（１）バスケットボールの普及・技術の向上および情報交換を図るための広報活動および啓発活動

（２）生涯スポーツとしてのバスケットボール普及のための提言および支援活動

（３）バスケットボール関係諸団体に対する協力および提言

（４）バスケットボールの普及、振興を図るための研究、調査活動

（５）その他目的を達成するための事業

第２章　会員

（種別）

第 ６ 条　この法人の会員は、次の３種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（３）名誉会員　バスケットボールの振興に著しく功績があると理事長が認め、推薦した個人又は団体

（入会）

第 ７ 条　会員として入会しようとする者は、前項の（３）を除き入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

２　理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものと

するが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3　名誉会員は、理事長が推薦し、理事会がこれを承認するものとする。

（会費）

第８条　会員は、第６条３項を除き別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第９条　会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

（１）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（２）会費を２年以上納入せず理事長が納入の意思がないものと判断したとき

（除名）

第１０条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において社員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款に違反したとき

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第１１条　会員が納入した入会金、会費およびその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第３章　役員および顧問・参与

（種別）

第１２条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　　１０名以上

（２）監事　　１名以上

2　理事および監事は、総会において選任する。

3　理事の中から次の役職者を選任する。

（１）会長	１名	総会において選任する
（２）副会長	１名以上	総会において選任する
（３）理事長	１名	理事の中から互選によって選任する
（４）副理事長	１名以上	理事の中から互選によって選任する
（５）その他の役職者		必要ある場合は理事の中からその他の役職者を互選によって選任することができる

4　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１３条　会長、理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
3　理事長は、理事会を主宰し、この定款の定めならびに総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を指示し、監督する。
4　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
5　理事は、理事会を構成し、理事長を補佐して、この法人の業務を執行する。
6　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること
（2）この法人の財産の状況を監査すること
（3）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

（任期）
第１４条　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。
2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3　前２項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が開催されるまで伸長する。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１５条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

（解任）
第１６条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）　法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき
（2）　心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
（3）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（報酬等）
第１７条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問・参与）
第１８条　この法人には顧問・参与を置くことができる。
2　顧問・参与は総会の承認を経て会長が委嘱する。
3　顧問・参与は会長の諮問に応えるものとする。

第４章　総会

（種別）

第１９条　この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（構成）

第２０条　総会は、正会員をもって構成する。

２　正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

（権能）

第２１条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画および予算ならびにその変更。ただし軽微な変更を除く

（５）事業報告および決算

（６）役員の選任又は解任、職務および報酬

（７）会費の額

（８）借入金その他新たな債務の負担および権利の放棄

（９）その他運営に関する重要事項

（開催）

第２２条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認めたとき

（２）正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

（３）監事が第１３条第６項第４号の規定により請求したとき

（招集）

第２３条　総会は、会長が招集する。但し、前条第２項第３号の規定による場合は、監事が召集する。

２　会長は、前条第２項第２号の規定による請求があった場合は、その日から３０日以内に臨時総会を開かなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２４条　総会の議長は、会長とし、会長不在の場合は、第１３条第２項の順序により副会長が議長となる。

（定足数）

第２５条　総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、緊急を要する議案が正会員から提案され、これを総会の議案とすることについて出席正会員の５分の１以上の同意があったときは、これを総会の議案とすることができる。

２　総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

３　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（表決権等）

第２７条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第２８条　総会の議案については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

（１）日時および場所
（２）正会員の現在数
（３）出席した正会員の数（書面表決者および表決委任者については、その旨を明記する）
（４）審議事項および議決事項
（５）議事の経過の概要および議決の結果
（６）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　理事会

（構成）

第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３０条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）事業計画ならびに収支予算の軽微な変更
（４）事務局の組織および運営
（５）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第３１条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき
（２）理事総数の３分の１以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

（４） 第１３条第６項第５号の規定により、監事から召集の請求があったとき

（招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号および第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくはファクシミリ又は電子メールをもって、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３３条　理事会の議長は、理事長とし、理事長不在の場合は、第１３条第４項の順序により副理事長が議長となる。

（議決）

第３４条　理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３５条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の指定により表決した理事は、第３６条第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３６条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時および場所

（２）理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記する）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要および議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

第６章　資産、会計および事業計画

（資産）

第３７条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）該当当初の財産目録に記載された財産

（２）会費

（３）寄付金品
（４）財産から生じる収入
（５）事業に伴う収入（資産の管理）
（６）その他の収入

（資産の管理）
第３８条　資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）
第３９条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の原則）
第４０条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画および予算）
第４１条　この法人の事業計画および予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（予備費の設定および使用）
第４２条　前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
２　予備費は理事長が必要と認めたときに使用できるものとする。

（暫定予算）
第４３条　第４１条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立当日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告書および決算）
第４４条　理事長は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

（借入金）
第４５条　この法人が資金の借入れをしようとするときは、総会の議決を経なければならない。但し、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の場合はこの限りではない。

（事業年度）
第４６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第７章　事務局

（設置）
第４７条　この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3　事務局長および事務局の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

（書類および帳簿の備置き）

第４８条　主たる事務所には、法第２８条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

（１）会員名簿および会員の異動に関する書類

（２）収入、支出に関する帳簿および証拠書類

第８章　定款の変更および解散

（定款の変更）

第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第５０条　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

（３）正会員の欠乏

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立認証の取消し

2　前項第１号ならびに第４号の事由により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５１条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法第１１条第３項に掲げるもののうちから総会において選定したものに帰属する。

第９章　雑則

（公告）

第５２条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報、インターネットホームページ等に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

（委任）

第５３条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

1　この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、第１２条第２項および第３項の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日までとする。
（1）　会長　　氏名　愛知　和男
（2）　副会長　　氏名　稲垣　安二
　　氏名　阿部　進
（3）　理事長　　氏名　二宮　正行
（4）　副理事長　　氏名　都﨑　修男
　　氏名　小澤　正博
　　氏名　渡辺　誠
（5）　理事　　氏名　大内　民雄
　　氏名　上谷　富彦
　　氏名　川本　禮治郎
　　氏名　杉山　絹枝
　　氏名　日比野　明
　　氏名　諸山　文彦
（6）　監事　　氏名　黒川　敏雄
　　氏名　奥水　朝治
　　氏名　成合　昇
3　この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第４１条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4　この法人の設立初年度の事業年度は、第４６条の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年３月３１日までとする。
5　この法人の設立時の会費は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
（1）正会員　男子　　会費年額　一口１０,０００円
　　女子　　会費年額　一口　５,０００円
（2）賛助会員　　会費年額　一口５０,０００円
6　平成２０年６月５日一部変更（第２条主たる事務所移転）
7　平成２４年５月１０日一部変更（第２条２項従たる事務所廃止、第１３条１項変更）
8　平成２５年５月９日一部変更（ＮＰＯ法改定にともなう字句の変更、第２１条、第３３条、第４４条、第４９条、第５０条、第５１条）
9　平成２７年４月２３日一部変更（第２条主たる事務所移転）
１０　令和元年５月１６日一部変更（ＮＰＯ法改正にともなう第５２条公告の方法変更）
１１　令和３年１２月１日一部変更（第２８条第２項及び第３６条第２項）
１２　令和５年１２月５日一部変更（第２条）